

令和3年6月1日告示第321号
改正 令和4年3月25日告示第120号
改正 令和6年3月29日告示第173号

盛岡市デジタル技術実証実験事業補助金交付要綱

(目的)

第1 情報通信技術の活用による産業の高度化を図るため、IT事業者等又は事業者団体が市の区域内においてデジタル技術実証実験事業を行う場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、盛岡市補助金交付規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及びこの告示に定めるところにより補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタル技術実証実験事業 情報通信技術の実用化に向けた検証（市以外の者から資金供給を受けて行うものを除く。）をいう。
- (2) 情報通信技術 デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第2条に規定する情報通信技術をいう。
- (3) IT事業者等 平成25年総務省告示第405号の分類表に規定する事業のうち、情報サービス業、インターネット附隨サービス業又は製造業を主たる事業として行う者で、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。
 - ア 市の区域内に主たる事業所を有していること。
 - イ 市税を滞納していない者であること。
 - ウ 当該年度に当該補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 事業者団体 IT事業者等を主たる構成員とする団体（前号イ又はウに掲げる要件に該当しない者を構成員に含むものを除く。）をいう。

(補助金の交付の対象及び補助額)

第3 第1に規定する経費は、デジタル技術実証実験事業の実施に要する報償費、原材料費、消耗品費、備品費、機械器具借上料、通信運搬費、外部委託費及びこれらに附帯する経費とし、これに対する補助額は、当該経費の5分の4（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）以内の額とする。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円を限度とする。

(補助の実施期限)

第4 規則第3条に規定する補助の実施期限は、令和9年度の末日とする。この場合において、当該補助の実施期限後に当該補助金に係る事業効果の検証を行うものとする。

2 前項の事業効果の検証に係る基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係るデジタル技術実証実験事業に参画した事業者の数

- (2) 当該補助金に係るデジタル技術実証実験事業後に実用化に向けた取組が進められている商品、サービス等の数
(申請の取下期日)

第5 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(提出書類)

第6 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表のとおりとする。

改正文（令和6年告示第173号）

令和6年4月1日から施行する。

別表（第6関係）

条項	提出書類	提出部数	提出期限
規則第4条	1 補助金交付申請書 2 事業計画書 3 収支予算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第9条第1項	補助事業変更承認申請書	1部	別に定める。
規則第9条第2項	補助事業中止（廃止）承認申請書	1部	別に定める。
規則第14条	1 補助事業完了報告書 2 実績報告書 3 収支決算書 4 その他市長が必要と認める書類	1部 1部 1部	別に定める。
規則第17条第1項	補助金交付請求書	1部	別に定める。
規則第18条第2項	補助金前金払請求書	1部	別に定める。
規則第21条第2項	財産処分承認申請書	1部	別に定める。